

「その他の市民参加」について

1 現状

市民参加の方法については、久喜市市民参加条例第6条に規定されており、同条例第5条の規定にある市民参加を求める施策の実施に際して、最も効果的かつ適切な方法により市民参加を求めるものとしている。

なお、第6条第6号では「前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める方法」（その他の市民参加）について規定している。

2 市民参加条例第6条で規定している市民参加の方法

- (1) 附属機関への付議
- (2) 市民意見提出制度の実施
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ
- (5) 市民政策提案制度
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める方法

3 条例第6条第6号の「その他の市民参加」について

「市の機関が必要と認める方法」とは、市民参加に対する社会の変化等に伴い、新たに創造される市民参加の方法等をいいます。

(例)

- ・ アンケートの実施
- ・ フォーラムやシンポジウム
- ・ 委員会や協議会
- ・ 公聴会
- ・ 説明会
- ・ 市民の声（市長への手紙）
- ・ オンラインプラットフォーム
- ・ 市民参加推進員（まちづくりサポーター）に対して意見を求めるもの

参考 オープンハウス

多くの市民の方が集まるイベントや外部施設において、説明パネルを展示し、事業概要を説明しながら意見を聴取する方法。市民説明会などに参加できなかった方や事業のことをあまりご存じでない方など、関心を持って市民説明会などにご参加いただく方とは異なる方々の意見を聴取することができます。

（市民参加の対象）

第5条 市の機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）を実施しようとするときは、市民参加を求めなければならない。

- （1） 市の基本構想、基本計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （2） 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改正又は廃止
- （3） 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止
- （4） 市民の生活に重大な影響を及ぼす条例の制定、改正又は廃止
- （5） 公共の用に供される大規模な市の施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、対象施策のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加を求めないものとする。

- （1） 軽易と認められるもの
- （2） 緊急に実施しなければならないもの
- （3） 法令の規定により対象施策の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- （4） 市の機関内部の事務処理に関するもの
- （5） 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

（市民参加の方法）

第6条 市の機関は、前条第1項又は第4項の規定により市民参加を求めるときは、次に掲げる市民参加の方法のうち1以上の方法によらなければならない。

- （1） 附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関で、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものをいう。以下同じ。）への付議
- （2） 市民意見提出制度（市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。）の実施
- （3） 市民説明会（市の機関が施策の趣旨、目的、内容等に対しての説明を行い、これに対して市民と市の機関及び市民同士の意見交換を目的とする集まりをいう。以下同じ。）の開催
- （4） ワークショップ（市の機関が施策に対して複数の市民との一定の合意形成を図るために行う手法で、市民と市の機関及び市民同士の自由な議論を目的とする集まりをいう。以下同じ。）の実施
- （5） 市民政策提案制度（市の機関が市民に政策の提案を求め、提案された内容を検討し、意思決定を行うとともに、提案に対する考え方を公表する制度をいう。以下同じ。）の実施
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

2 市の機関は、前項の規定により市民参加の方法を実施するときは、当該市民参加による市民の意見又は提案を施策の決定に反映させることができる適切な時期に、これを実施しなければならない。